

2023年11月1日

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都目黒区上目黒一丁目1番地5号第二育良ビル2階
株式会社ツクルバ
代表取締役 村上 浩輝

東京都渋谷区猿樂町4-10 OG代官山1階
バ・アンド・コー株式会社
代表取締役 中村 真広

株式会社ツクルバ（以下、「分割会社」という。）は、2023年9月14日付で作成した新設分割計画書に基づき、2023年11月1日を効力発生日として、分割会社の不動産企画デザイン事業を、新たに設立するバ・アンド・コー株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次の通りです。

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2023年11月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はないため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項並びに定款第5条に基づき、2023年9月28日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告

しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
新設会社は、新設分割計画書の記載に従い、2023年11月1日をもって、分割会社から不動産企画デザイン事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の額は127百万円（概算値）、負債の額は46百万円（概算値）であります。
4. その他本件新設分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上